

議案第 28 号

伊賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

伊賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年伊賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の普通道路」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができ

る。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「多い道路」を「多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路又は」を「第3種若しくは第4種の道路又は」に、「道路（」を「第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第2号中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の市道については、この条例による改正後の伊賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。